

いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金の交付を受けて行う地域材を使用した木造住宅支援に係る事業（以下「事業」という。）の適正かつ円滑な実施のため、いばらき木づかいチャレンジ事業費補助金（木造住宅支援）交付要項に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（事業実施主体）

第2条 事業実施主体は茨城県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）とする。

（事業の内容）

第3条 地域材利用のモデルとなる木造住宅の建築に係る費用を助成する事業を実施し、助成対象の住宅を活用して地域材を使用した木造住宅の良さを普及啓発する。

（県木連が行うPR）

第4条 地域材を使用した木造住宅の良さを普及啓発するために県木連が行うPRの内容は、別表のとおりとする。

（助成の要件）

第5条 次のすべての要件を満たす場合、助成の対象とする。

- (1) 茨城県内に建築される自ら居住する新築の一戸建て木造住宅であること。
(普段から利用することがない別荘、別邸等は除く。)
- (2) 住宅建築後、3年間は他者に住宅を譲渡・転売しないこと。
- (3) 県内に本社を置く大工・工務店・木材販売店・建築士等（以下「施工者」という。）によって施工・監理されること。
- (4) 建物は、建築基準法に適合した住宅であること。
- (5) 建物全体の木材使用量（材積）が25m³以上であり、伐採の合法性が証明された地域材を100%使用すること（店舗併設型住宅の場合は、住居部分の木材使用量が25m³以上であること）。
- (6) 事業年度の10月末日までの期間に上棟すること。
- (7) 事業年度の2月末日までの期間に施工完了すること。
- (8) 木造住宅建築に係る他の補助事業を利用しないこと。
- (9) 別表で定める地域材を使用した木造住宅の良さを普及啓発するために県木連が行うPRに協力すること。
- (10) 建物の玄関等に森林湖沼環境税のシンボルデザインのシールを貼るなど、県が行う森林湖沼環境税及び木材利用促進のためのPRに協力できること。

（事業の実施要望）

第6条 事業の実施を要望する住宅の施主（以下「要望者（施主）」という。）は、事業実施要望書（様式第1号）を県木連に提出するものとする。

（審査・決定・通知）

第7条 県木連は、外部有識者により要望者（施主）の要望内容を審査し、別に定める基準により予算の範囲内で事業を採択し、審査結果の決定後は速やかに要望者（施主）に審査結果決定通知（様式第5号）により通知するものとする。

(変更)

第8条 採択された事業において、事業内容に変更が生じた場合、要望者（施主）は速やかに県木連に変更申請書（様式第6号）を提出し、承認を得るものとする。

(使用届等)

第9条 施工者は、産地の確かな地域材を調達し、要望者（施主）の住宅に使用するものとする。

2 要望者（施主）は、施工現場に全ての木材が使用された段階で、県木連に地域材使用届（様式第7号）を地域材出荷証明書（様式第8号）とともに提出するものとする。

(検査及び交付)

第10条 県木連は、現場の施工状況を確認するとともに、使用した地域材の規格などについて検査を行うものとする。

2 県木連は、検査後速やかに助成金を要望者（施主）に交付するものとする。

(報告)

第11条 要望者（施主）は、施工完了後、事業完了報告書（様式第9号）を県木連に提出するものとする。

(調査)

第12条 県木連は、この事業実施に際し必要と認めるときは、その内容に応じた実態調査を行うことができるものとする。

2 要望者（施主）は、正当な理由無く調査を拒んではならない。

(補助の中止及び返還)

第13条 県木連は、要望内容と現場状況に相違があり、改善の見込がないと認められるときには、要望者（施主）に対し採択を取り消し、助成金を返還させるものとする。

2 前項により助成金の返還があった場合には、県木連は県に対し、速やかに報告し、県の指示を受けるものとする。

附則

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条）

区分	内容
現地見学会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築された住宅において、地域材を使用した木造住宅の良さを普及啓発するための現地見学会を開催する。 ・ 着工から施工完了の間の木構造が見学できる時期に1回、施工完了後に1回の計2回開催する。 ・ 開催にあたっては、広く見学希望者を募り、可能な限り多くの見学希望者が参加できるように配慮する。
養生シートへの表示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事期間中に住宅の周囲を被覆する養生シートに、地域材利用率が100%であることや地域材を使用することの重要性についての表示を行い、近隣住民や通行者への周知を図る。
PR資料の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域材を使用した木造住宅の良さを普及啓発するため、建築された住宅を紹介するパンフレット等のPR資料を作成する。 ・ PR資料に利用するため、上棟時及び施工完了時を含め、計3回以上記録写真を撮影する。 ・ 作成したPR資料は、県木連ホームページへの掲載を行うとともに、紙媒体での提供を行う。

※県木連は、採択された全ての事業について、全ての区分のPRを行う。

茨城県木材協同組合連合会長 殿

【要望者（施主）】

住 所

氏 名

電 話

印

いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）実施要望書

いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）実施要領第6条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 施工予定地		
2. 施工予定日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
3. 施工者名	名 称	
	住 所	
4. 木材購入先	名 称	
	住 所	
5. 上棟予定日	平成 年 月 日	
6. 施工完了予定日	平成 年 月 日	
7. 添付書類	① 木材使用計画書（様式第2号） ② 確約書（様式第3号） ③ 施工現場位置図（様式第4号） ④ 請負契約書（写） ⑤ 建築基準法に基づく確認済証（建築確認が不要の場合は建築工事届）（写） ⑥ 平面図等（使用する木材の数量及び各居室が確認できる図面（写）、木工事に係る費用が確認できる見積書（写）） ⑦ その他県木連が募集要領に定める応募に係る提出書類	

茨城県木材協同組合連合会長 殿

【要望者（施主）】

住 所

氏 名

電 話

印

地域材使用計画書

部位名	地域材数量	
	本数(本)	材積(m3)
土 台		
大 引		
根 太		
通し柱		
管 柱		
間 柱		
筋 かい		
二階梁		
小屋梁		
桁		
母 屋		
垂 木		
下地材		
造作材		
その他		
【合 計】		

確約書

いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）の利用申請にあたっては、次に掲げる条件を確約しました。

1. 地域材の使用法

施工者は、産地の確かな地域材を調達し、要望者（施主）の住宅に使用すること。

2. 助成の条件

- ①茨城県内に建築される自ら居住する新築の一戸建て木造住宅であること。
（店舗併設型の住宅及び普段から利用することがない別荘，別邸等は除く。）
 - ②住宅建築後，3年間は他者に住宅を譲渡・転売しないこと。
 - ③県内に本社を置く大工・工務店・木材販売店・建築士等（以下「施工者」という。）によって施工・監理されること。
 - ④建物は，建築基準法に適合した住宅であること。
 - ⑤建物全体の木材使用量（材積）が25m³以上であり，伐採の合法性が証明された地域材を100%使用すること（店舗併設型の住宅の場合は，住居部分の木材使用量が25m³以上であること）。
 - ⑥審査結果決定通知日から事業年度の10月末日までの期間に上棟すること。
 - ⑦審査結果決定通知日から事業年度の2月末日までの期間に施工完了すること。
 - ⑧木造住宅建築に係る他の補助事業を利用しないこと。
 - ⑨地域材を使用した木造住宅の良さを普及啓発するために県木連が行うPRに協力すること。
 - ⑩建物の玄関等に森林湖沼環境税のシンボルデザインのシールを貼るなど，県が行う森林湖沼環境税及び木材利用促進のためのPRに協力できること。
- ※なお，交付後に上記要件が遵守されなかった場合は，交付された助成金を返還すること。

3. その他

- ①茨城県及び茨城県木材協同組合連合会に，建築に関する責任を負わせないこと。
- ②事業の実施は，いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）実施要領に基づき行うこと。

（注意事項）建築士，施工者と共に十分ご確認下さい。

平成 年 月 日

【要望者（施主）】

住 所
氏 名 印

【建築士】

住 所
氏 名 印

【施工者】

住 所
氏 名
代表者氏名 印

施 工 現 場 位 置 図

施工現場（地番）	
要 望 者 住 所	
要 望 者 名	

* 目印になる建物、道路等も記入下さい。

平成 年 月 日

殿

茨城県木材協同組合連合会長

いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）審査結果決定通知書

平成 年 月 日付け、いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）実施要望書で要望のあった住宅の審査結果について、下記のとおり通知いたします。

記

審査結果 採択（不採択）
なお、助成額の上限は 万円とする。

※検査日が属する年度において、当該補助事業が中止となった場合には、この決定通知は無効とする。

茨城県木材協同組合連合会長 殿

【要望者（施主）】

住所

氏名

印

電話

いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）変更申請書

いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）実施要領第8条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1. 施工予定地		
2. 施工予定日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
3. 施工者名	名 称	
	住 所	
4. 木材購入先	名 称	
	住 所	
5. 上棟予定日	平成 年 月 日	
6. 施工完了予定日	平成 年 月 日	
7. 添付書類	① 木材使用計画書（様式第2号） ② 確約書（様式第3号） ③ 施工現場位置図（様式第4号） ④ 請負契約書（写） ⑤ 建築基準法に基づく確認済証（建築確認が不要の場合は建築工事届）（写） ⑥ 平面図等（使用する木材の数量及び各居室が確認できる図面（写）、木工事に係る費用が確認できる見積書（写））	

茨城県木材協同組合連合会長 殿

【要望者（施主）】

住所

氏名

電話

印

地域材使用届

いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）実施要領に基づき、次の地域材を使用いたしました。

樹 種	規 格	数 量
計		

注) 施工現場に全ての木材が使用された時点で、地域材出荷証明書（様式第8号）を添付して速やかに提出してください。

地域材出荷証明書

【施主】

殿

【施工者】

住 所

氏 名

電 話

印

地域材					原木の産地 (市町村)
樹種	規格	数量 (m ³)	単価 (円)	金額 (円)	
計					

注) 原木の産地が確認できる伝票等の写しを添付してください。

平成 年 月 日

茨城県木材協同組合連合会長 殿

【要望者（施主）】

住 所

氏 名

電 話

印

いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）完了報告書

いばらき木づかいチャレンジ事業（木造住宅支援）実施要領第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1. 施工地		
2. 施工完了日	平成 年 月 日	
3. 施工者名	名称	
	住所	
4. 木材購入先	名称	
	住所	

注) 建築基準法に基づく検査済証を添付してください。